

# 太田市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

平成 28 年 1 月 4 日版

Q&A 形式にて現時点での太田市の考えを示すものです。

## 1. 制度

**問 1 地域密着型サービスの認知症対応型通所介護は総合事業の通所型サービスとなるのか。**

(答)

事業者説明会資料 1 22 枚目のスライドにあるように認知症対応型通所介護は、総合事業ではなく、従来通り予防給付に残ります。総合事業に移行するサービスは、12 月 11 日付け Q & A 1. 制度 問 1 にあるように介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみが総合事業に移行します。

**問 2 総合事業は 1 月 1 日以降の更新認定の利用者から対象となるのか。また、福祉用具等の予防給付のサービスとデイ・ヘルパーを利用する場合には、総合事業へ移行しないのか。**

(答)

総合事業へ移行する方は 1 月 1 日から有効期間が開始となる要支援認定を受けた方、1 2 月以前に要支援認定を受けているが 1 月 1 日以降に新規にサービスを利用開始する方が総合事業へ移行します。1 2 月中にサービスを利用しており、認定の有効期間がまだ残っている場合にはその認定有効期間が切れるまでは、従来の介護予防サービスを提供します。

福祉用具等のサービスを利用していても、上記の総合事業の対象となった方は総合事業へ移行するため A 1 A 5 等のサービスコードで請求する形となります。ただし、ケアプラン作成については 12 月 11 日付け Q & A 4. ケアプラン 問 1 や問 4 にある通り、従前の予防給付（介護予防支援）と総合事業（介護予防ケアマネジメント）に分かれます。

## 2. 運営

問1 運営規程を変更する必要があるとのことだが、変更後は変更したことを県に届出するのか。

(答)

群馬県に確認したところ、運営規程の変更（総合事業に関するものに限る）については、1月の事業開始時における変更届の提出は不要とのこと。市外の事業所で群馬県以外の都道府県等から介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている場合には、該当する都道府県等に確認してください。

## 3. ケアプラン

問1 要支援1の認定を受け、1月から有効期間が開始となり、ホームヘルプとデイサービスのみを利用する方は総合事業の対象となると思うが、支給限度額は5,003単位と5,780単位のどちらになるか？

(答)

要支援1の認定の方は、サービスの利用の方法（総合事業・予防給付のどちらを利用するか）に関わらず5,780単位となります。事業対象者のみ5,003単位としてください。

問2 チェックリストを受けて通所介護・訪問介護を利用する場合の「週1回程度」「週2回程度」等の利用回数はアセスメントなどによって決めるのか？

(答)

チェックリストを実施して事業対象者と判定された方については、貴見のとおり、アセスメント等の介護予防ケアマネジメントを通して、適切な利用回数を設定してください。要支援認定者の方は従来の介護予防サービスの時の取扱いに沿って設定してください。

## 4. 事業所請求

問1 総合事業のサービスコードはCDで配布されるのか？

(答)

総合事業のサービスコードについては、CDでの配布は行いません。太田市HPでの配布のみ行いますので、必要に応じてダウンロードして使用してください。